

# 議会棟別館 3 階全員協議会室エアコン設置業務仕様書

- 1 業務の名称 議会棟別館 3 階全員協議会室エアコン設置業務  
(以下「本業務」という。)
- 2 業務の場所 鳥取市東町一丁目 2 2 0 番地
- 3 業務の概要 県庁議会棟別館 3 階にある全員協議会室にエアコンを 2 台新設する
- 4 業務期間 契約締結日から令和 7 年 1 1 月 2 8 日まで

## 5 業務内容

### (1) 基本方針

- ア 設置する機器の接続において必要な配管、配線作業は本業務に含む。
- イ 機器の搬入や設置作業に当たっては、県庁舎の業務に支障が生じないように配慮し、必要な仮設は本業務にて行う。
- ウ 本仕様書に記載されている仕様を下回らない機能を有した機器を整備するものとし、発注者の承諾を得て製作・発注する。
- エ 作業時間は原則として、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。ただし、県議会の運営に支障を及ぼさないように十分留意し、特に定例会会期の施工については、事前に県と十分協議の上、施工計画を作成すること。
- オ 令和 7 年 7 月中旬までにエアコンを稼働できる状態にすること。

### (2) 設置するエアコンの仕様

形状	パッケージエアコン (天井カセット形)
馬力	4 馬力 (P112)
冷暖房能力	冷房能力 : 10.0kW、暖房能力 : 11.2kW
台数	2 台

### (3) 設置場所

議会棟別館 3 階全員協議会室 (別紙 1 参照)

### (4) 接続回路

設置時は議会棟別館地下にあるキュービクル(議会棟動力盤)の予備回路に接続し、夏季に稼働できる状態にする。

11 月の計画停電時に、盤内予備回路を 200A→75A に取替えの上、本接続を行う。

## 6 特記事項

### (1) 諸法規の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令及び規程を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

## (2) 共通仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編：令和4年版、電気設備工事編：令和4年版）によるものとする。

## (3) 業務責任者

受注者は、本業務実施前に作業従事者のうち、技術者1名を業務責任者として選任し、発注者に通知すること。

## (4) 作業日時、方法

受注者は、本業務の実施にあたっては、事故のないよう細心の注意を払い、作業日時、作業方法等を発注者と十分協議の上、施設運営等に支障を生じないようにすること。

## (5) 提出書類

名称	部数	提出時期
業務計画書（工程表）	1部	契約締結後速やかに
業務責任者選任通知	1部	契約締結後速やかに
納入仕様書	1部	各製品発注の7日前までに
施工図	1部	施工の7日前までに
業務写真（作業前、作業中、作業後）	1部	業務完了後30日以内に
業務完了報告書	1部	業務完了後30日以内に
その他、発注者が指示するもの		

## (6) 完了報告及び検査

受注者は、業務を完了したときは30日以内に業務完了報告書を発注者に提出し、発注者が完了報告書を受領した日から10日以内に発注者の検査を受ける。

## (7) 光熱及び水道等の利用

受注者は、本業務に必要な光熱及び水道は、業務計画書により発注者の承諾を得て無償で使用できる。

## (8) 損失負担

受注者は、本業務実施に伴い発注者に損害を与えた場合は、直ちに発注者に報告し、損害を賠償すること。また、第三者に被害を及ぼした場合は、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において補償を行うこと。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由によるときはこの限りでない。

## 7 一般共通事項

### (1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

### (2) 秘密の保持

ア 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者

の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。

イ 受注者は、本業務に従事する者並びに（３）の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、アの規定を遵守させなければならない。

ウ 発注者は、受注者がア及びイの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

エ アからウまでの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

### （３）再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を得ないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の５０パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

### （４）調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

### （５）委託料の支払

ア 受注者は６の（６）の検査の結果が合格と認められた通知を受理した後、速やかに委託料の請求書を発注者へ提出する。

イ 発注者は、正当な請求書を受理した日から３０日以内に請求に係る委託料を支払う。

### （６）仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

### （７）その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。